

【住民税】

(担当…税務課)

Q 20 住民税が高すぎると
思う。

A 20 現在鏡野町の住民税の所得割税率は町民税6%、県民税4%の計10%。均等割が町民税3000円、県民税1500円となっています。

この税率は岡山県下どの市町村でも同じです。

近年の住民税制の改正を振り返りますと、まず平成18年度より老年者に対する非課税措置が廃止され、経過措置として実施していた税額控除も平成20年度に廃止されています。

次に、平成18年度の税制改正により税源移譲が行なわれ、所得税率が10～37%であったものが、5～40%に、住民税が5～13%であったものが10%にそれぞれ改められました。そのため課税総所得が一定額以下の場合、所得税より住民税額のほうが多くなりました。これらの税制改正により住民税額が増えているケースが発生していますが、これは鏡野町に限ったことではありませんので、

ご理解をいただきたいと思います。

【職員の人材育成】

(担当…総務課)

Q 21 職員の挨拶や笑顔で住民の立場に立った親切な対応を、また、職員の能力査定を導入し、活力ある職場の確立を。

A 21 鏡野町では平成18年度から人事評価制度を導入して、本年度から前年度の評価結果を勤勉手当に反映させています。職員の応接態度や勤務態度について、さまざまなご意見をいただいておりますが常日頃から注意しており、引き続き明るく住民に親しまれる職場づくりに努めてまいります。

【防災対策】

(担当…総務課)

Q 22 避難場所や避難経路の確立のために、住民参加の訓練や学習会を年齢別に行なう必要があると思う。特に高齢者の避難について一考あるべき。

A 22 町では93地区全てに「自主防災組織」の設立をお願いしております。各地域ご

とに予想される災害の内容や程度、避難経路についても異なっているためです。

その中において地区にあった避難経路の検討や防災訓練を行なつていただくこととしています。

また、本年度において災害時要援護者避難支援プランを策定中ですので、完成しましたら皆様にお示しいたします。

【職員数・組織機構】

(担当…総務課)

Q 23 役場の職員数が多すぎる。各部署の配置は適正か。

A 23 職員数（鏡野病院を除く）は合併時は267人でしたが、今年の4月1日現在では224人で約16%減少しています。今後も職員の定員適正化計画を策定し、退職者の不補充や民間への業務移管、役場の組織・機構の見直しなどにより適正な配置に努めてまいります。



悪質商法にご用心! ②5 業務提携誘引|販売取引|

難しい言葉ですが、特定商取引に関する法律（通称、特定商取引法と呼ぶ）で禁じられている取引のことです。

購入した商品を使って、購入者が利益を得られるよう業務を提供したり、あっせんしたりすると言って商品を販売するものです。

具体的には、「パソコンを購入すればデータ入力の仕事を与える」とか「資格講座を受講して資格を取れば、その資格を要する業務をあっせんする」「商品を買って、使用中にアンケートに協力してもらっただけでちょっとした副収入になる」といった販売方法です。

内職商法、サイドビジネス商法、資格商法、モニター商法等が典型的な手口です。

被害に遭わないために

☆商品を売るのが目的のため、仕事を提供してもらえるのは最初だけです。

☆どんな商品でも適用されます。また、訪問販売であろうが無かろうが、仕事を誘引すると言って販売するのは違法です。

☆いつものことですが、うまい話には必ず裏があります。

☆契約してしまった場合でも、20日以内ならクーリング・オフで無条件解約ができます。クーリング・オフの手続きを取りましょう。

詳しい相談窓口は、岡山県消費生活センター・津山分室（Tel.23-1247）です。

【問い合わせ先】 町民環境課 本山 ☎0868-54-2984